

「小牧市職員のハラスメントの防止等に関する要綱」意見募集結果【構成員】

	意見	改善案
1	ハラスメントの定義について、ハラスメントの順序を入れ替えた方が良いのではないか。	ハラスメントの順序を、パワハラ、セクハラの順に入れ替える。
2	定義を見直してはどうか。	人事院規則に準じた定義とする。
3	3つのハラスメント以外についても定める必要はないか。	「その他嫌がらせ」で良いのか要検討。その他のハラスメントで定めたほうが良いのではないか。
4	所属長の責務以外にも定めた方が良いのではないか。	市長、管理監督者、職員のそれぞれの責務について定める。
5	指針を作っていくということであれば、指針に関する記載を加えた方が良いのではないか。	ハラスメントをしないようにするために職員が認識すべき事項及びハラスメントに起因する問題が生じた場合において職員に望まれる対応等について、指針を定める等内容を加える。
6	相談員等の体制充実を図る必要は無いか。	充実を図る（外部相談員、組合役員、その他の部署の職員なども加える。安全衛生推進員、人権やDV、男女共同、外部委員等）。人事以外にも相談員を広げる場合、月に1回（仮）相談員連絡会議を開き、相談の調整等を図るようにすると良いのではないか。
7	プライバシーの保護及び不利益取扱いの禁止を明記する必要がある。	それぞれ条立で記載する。
8	相談受付表が、単にメモのような様式になっており、内容を確認することが難しい。様式を変更すべきではないか。	相談票の様式を改正する。結果なども書けるようにしてはどうか。
9	ハラスメント対応委員会のメンバー構成は人数も含めて適切であるか。懲戒審査会とも同じような構成であり、そもそも目的はどうあるべきか確認が必要でないか。	他市の状況も含めて一度調査する。
10	第6条第3項で匿名での記録を求めることができるようになっているが匿名を認める必要があるか。	匿名の記録は、ハラスメントの実質的な改善につながりにくいことから要綱に明記する必要があるのだろうか。相談員を拡充し、しっかりと対応をしていく考えであればあえて明記をする必要は無いのではないか。
11	第3条第3項の公平委員会に関する規定は記載する必要があるか。	文書法規に確認する。
12	要綱第5条において、全ての職員に対して研修が義務付けられているにもかかわらず、現状では係長以上の職員にとどまっている。	すみやかに全職員に研修を実施するとともに、1回受講したら終わりではなく、継続して実施する。
13	ハラスメント相談窓口が人事課にあるため、気軽に相談できない。また、相談窓口のハラスメント相談に対するスキルの限界がある。	庁外の職員も含め、誰もが安心して気軽に相談窓口が利用できるよう、休日や時間外にも対応するとともに、外部のハラスメントに関する専門的スキルを有する窓口を設置し、必要に応じて人事課とも連携し事態の解決を図ることのできる体制を構築する。
14	ハラスメント対応委員会の構成が特別職・管理職に限られており、公平公正な調査・審議が行われるのか不安である。	対応委員会に管理職以外の職員代表や外部人材を入れ、公平公正な委員会であることを職員に対して周知する。
15	ハラスメント相談窓口から対応委員会への処理の流れが曖昧である。	相談窓口から対応委員会への流れを明確にし、本来、対応委員会で処理しなければならない案件がうやむやにされることがないようにする。
16	現在の要綱第8条に委員会の設置とある。委員は、職員で構成されている。女性の管理職が含まれており、セクハラやマタハラに対してはよいと思われるが、上位の職員ばかりではパワハラに対してうまく機能するのかは疑問である。	委員会の設置はよいが、場合によっては外部の専門知識のある方を含めた、条例の制定による附属機関としての審議会等の設置もあわせて行う。
17	第2条第4号イのパワーハラスメントについて、上位の者からハラスメントを想定されていると思われるが、下位の者からも起こりうることを考えて見直しが必要だと思う。	福祉施設にしている「第三者委員」を設置する。（（参考）小牧市児童福祉施設における苦情解決制度実施要綱）この第三者委員はOBの場合はあるが、外部の者である。
18	第2条（4）各種ハラスメント定義を人事院規則の定義へ変更する。	第2条（4）イ 職員の人格もしくは尊厳を害し、勤務環境を害するウ 「介護」を追加する。
19	第5条 研修等の「等」の具体的な内容を明記する。	第5条 定期的な周知、セルフチェック（東京都昭島市事例）を追加する。

「小牧市職員のハラスメントの防止等に関する要綱」意見募集結果【構成員】

	意見	改善案
20	第6条 外部の相談機関を追加してはどうか。相談方法（対面・電話など）が不明である。	第6条 外部相談弁護士（名古屋市事例）を追加し、電話での相談を可とする。
21	要綱の第13条（処分）でハラスメントを行ったものに対して、更生プログラムに沿った特別研修等の受講も義務付けることを明記する。	—
22	第7条2項について、当事者だけでなく事情聴取した関係者も含めて個人情報やプライバシーの保護に留意する。	—